

令和2年12月25日

第104回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機処理
することについて
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号、類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
預貯金等照会電子化サービス (pipitLINQ)	市税・国民健康保険料の滞納者を対象とした預貯金等の調査を行うにあたり、オンラインによる電子データ照会を行う。電子化サービス (pipitLINQ) については金融機関向けネットワークと連結しており、本市との情報のやりとりは、LGWAN を使って行う。	令和 3 年 1 月 4 日から	行財政局 収税課
後期高齢者医療システム	兵庫県後期高齢者医療広域連合システムの画面を表示する方式を OS 更新にあわせて現行のブリッジサーバを介する方式から仮想端末 (VDI) 上で動作するブラウザ上で直接表示する方式に変更する。	令和 3 年 1 月 4 日から	福祉局 国保年金医療課
神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス関連システム	ICOCA を利用した市バス・山陽バスの乗車実績に応じたポイントの付与のため、IC 乗車履歴を基にポイント計算サーバで付与ポイントを算出し、管理サーバに連携し、バス乗車時に管理サーバへ保有ポイントを照会し、乗車料金に充当するシステム。	令和 3 年 3 月 1 日から	交通局 営業推進課



(様式4)

神行税込第 1087 号
令和 2 年 12 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

預貯金等照会電子化サービス（pipitLINQ）

2 システムの概要

市税・国民健康保険料の滞納者を対象とした預貯金等の調査を行うにあたり、オンラインによる電子データ照会を行う。電子化サービス（pipitLINQ）については金融機関向けネットワークと連結しており、本市との情報のやりとりは、LGWAN を使って行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 1 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：行財政局税務部収税課 山本

連絡先：078-647-9472

(様式3)

企情第3501号の2
令和2年12月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

預貯金等照会電子化サービス(pipitLINQ)

2 システムの概要

市税・国民健康保険料の滞納者を対象とした預貯金等の調査を行うにあたり、オンラインによる電子データ照会を行う。電子化サービス(pipitLINQ)については金融機関向けネットワークと連結しており、本市との情報のやりとりは、LGWANを使って行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年1月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

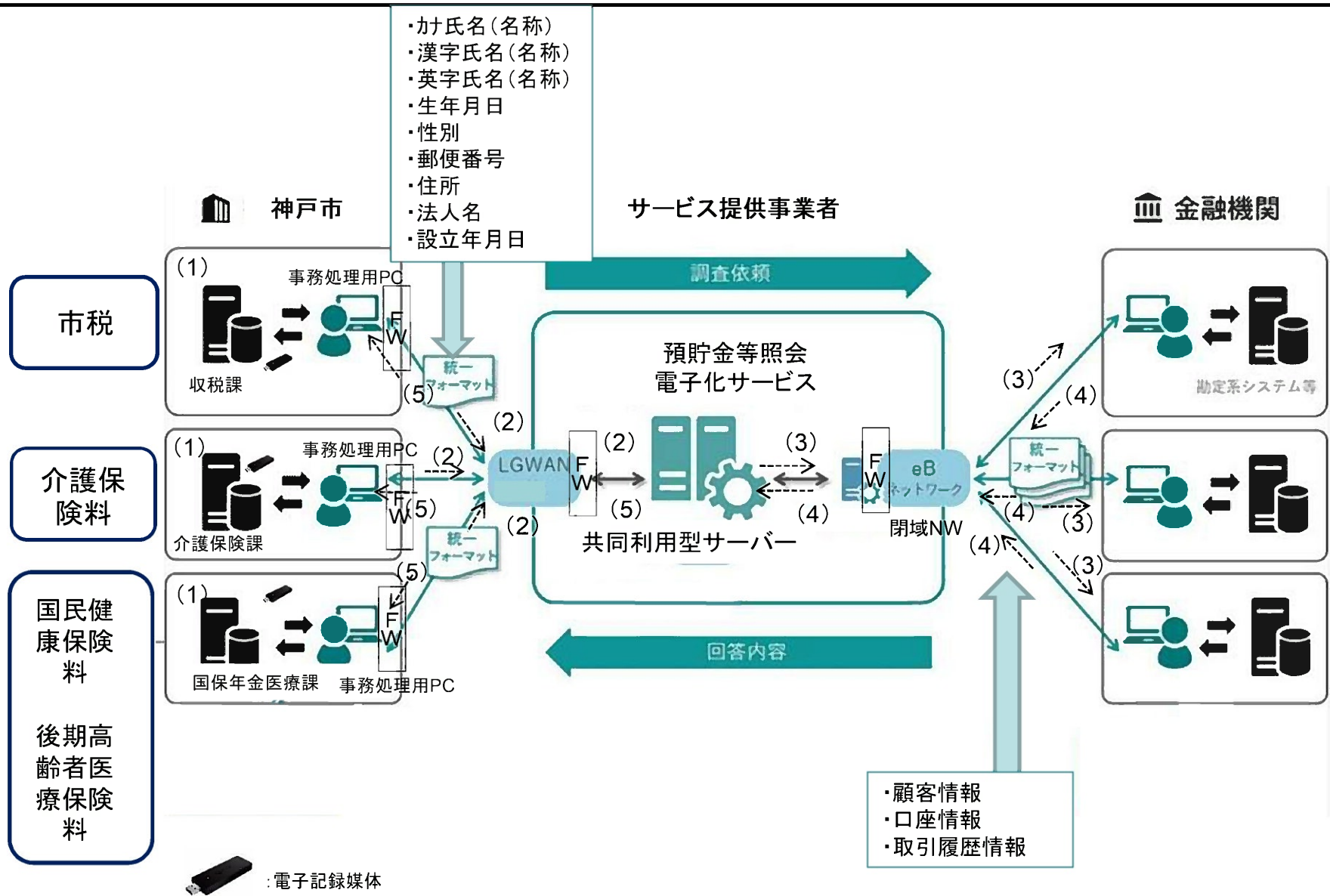
条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

行財政局税務部収税課

◆ 事業のフロー

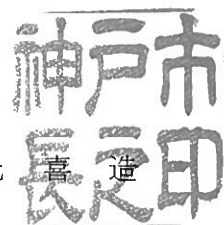


(様式4)

福 国 第 2 8 8 5 号
令 和 2 年 1 2 月 1 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

後期高齢者医療システム

2 システムの概要

兵庫県後期高齢者医療広域連合システムの画面を表示する方式をOS更新にあわせて現行のブリッジサーバを介する方式から仮想端末（VDI）上で動作するブラウザ上で直接表示する方式に変更する。（詳細は別紙参照）

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年1月4日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 担当者及び連絡先

担当者：藤岡

連絡先：内線：3171

(様式3)

企情第3380号の2
令和2年12月16日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

後期高齢者医療システム

2 システムの概要

兵庫県後期高齢者医療広域連合システムの画面を表示する方式をOS更新にあわせて現行のブリッジサーバを介する方式から仮想端末(VDI)上で動作するブラウザ上で直接表示する方式に変更する。(詳細は別紙参照)

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和3年1月4日から

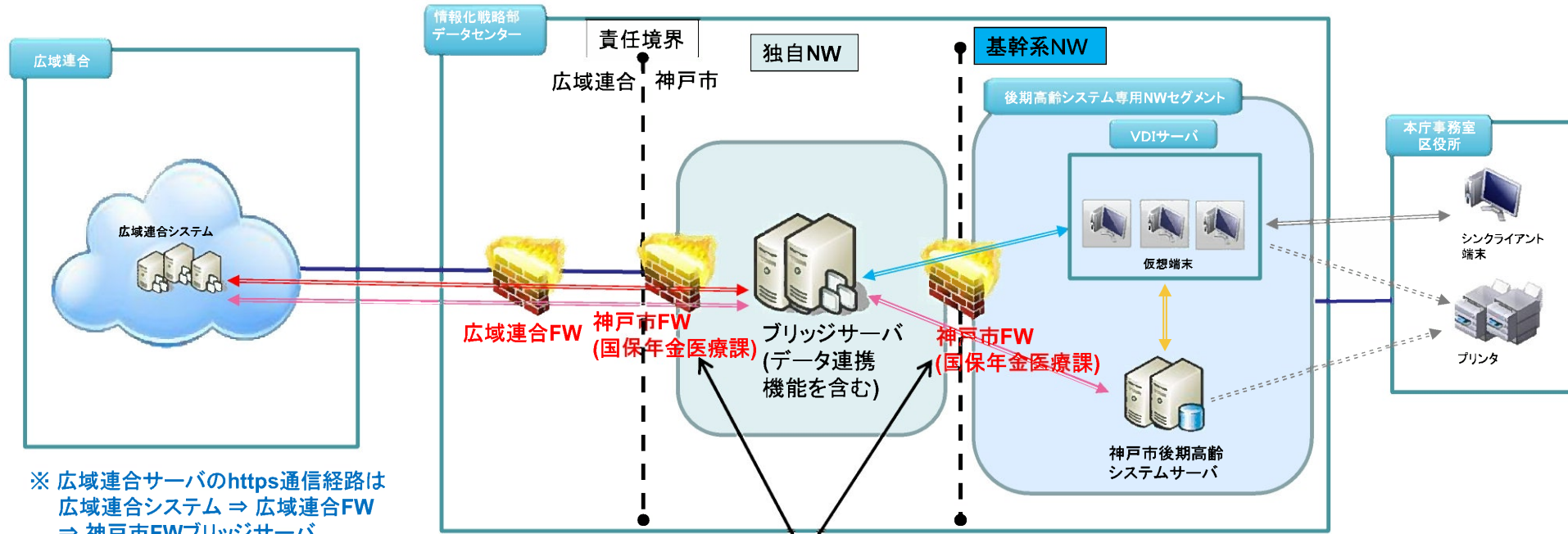
6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

福祉局 国保年金医療課

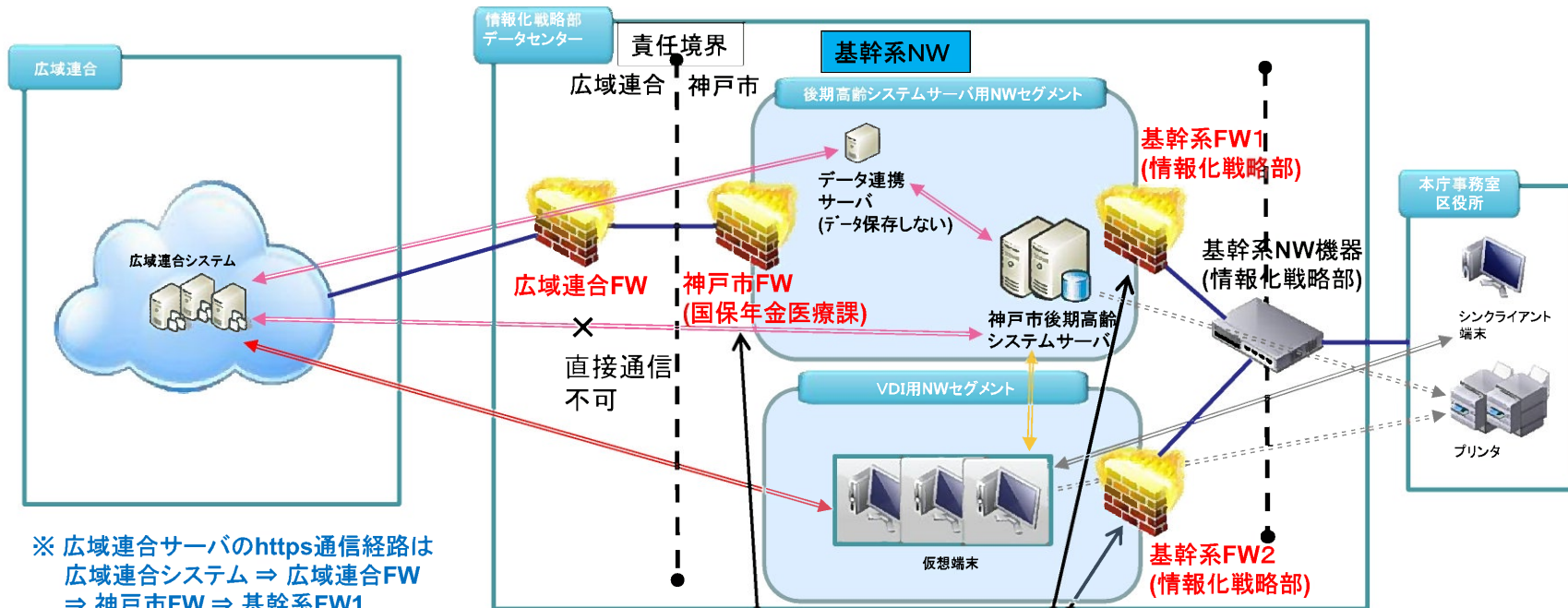
後期高齢システムネットワーク構成概要(OS更新前)



※ 広域連合サーバのhttps通信経路は
広域連合システム ⇒ 広域連合FW
⇒ 神戸市FWブリッジサーバ

業務上必要な通信
のみを許可

後期高齢システムネットワーク構成概要(OS更新後)



※ 広域連合サーバのhttps通信経路は
広域連合システム ⇒ 広域連合FW
⇒ 神戸市FW ⇒ 基幹系FW1
⇒ 基幹系FW2 ⇒ 仮想端末

業務上必要な通信
のみを許可

通信

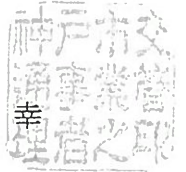
- ↔ (Red double arrow) 広域連合サーバとのhttpsの通信
- ↔ (Blue double arrow) 広域連合システムの画面を転送
- ↔ (Pink double arrow) 広域連合サーバとのファイル送受信
- ↔ (Yellow double arrow) 神戸市後期高齢システムの通信
- ↔ (Grey double arrow) 仮想端末(VDI)のデスクトップ画面
- ↔ (Dotted double arrow) 帳票印刷データ

(様式4)

神交営第1616号
令和2年12月24日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市交通局
交通事業管理者 岸 田 泰 幸



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
神戸市バス・山陽バス共通 乗車ポイントサービス関連システム
- 2 システムの概要
ICOCA を利用した市バス・山陽バスの乗車実績に応じたポイントの付与のため、IC 乗車履歴を基にポイント計算サーバで付与ポイントを算出し、管理サーバに連携。
バス乗車時に管理サーバへ保有ポイントを照会し、乗車料金に充当するシステム
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和3年3月1日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 担当者及び連絡先
担当者：交通局営業推進課 門間
連絡先：984-0125

(様式 3)

企情第 3429 号の 2
令和 2 年 12 月 18 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局情報化戦略部長
(神戸市情報セキュリティ責任者)
森 浩三

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

神戸市バス・山陽バス共通 乗車ポイントサービス関連システム

2 システムの概要

ICOCA を利用した市バス・山陽バスの乗車実績に応じたポイントの付与のため、IC 乗車履歴を基にポイント計算サーバで付与ポイントを算出し、管理サーバに連携。

バス乗車時に管理サーバへ保有ポイントを照会し、乗車料金に充当するシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 3 年 3 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

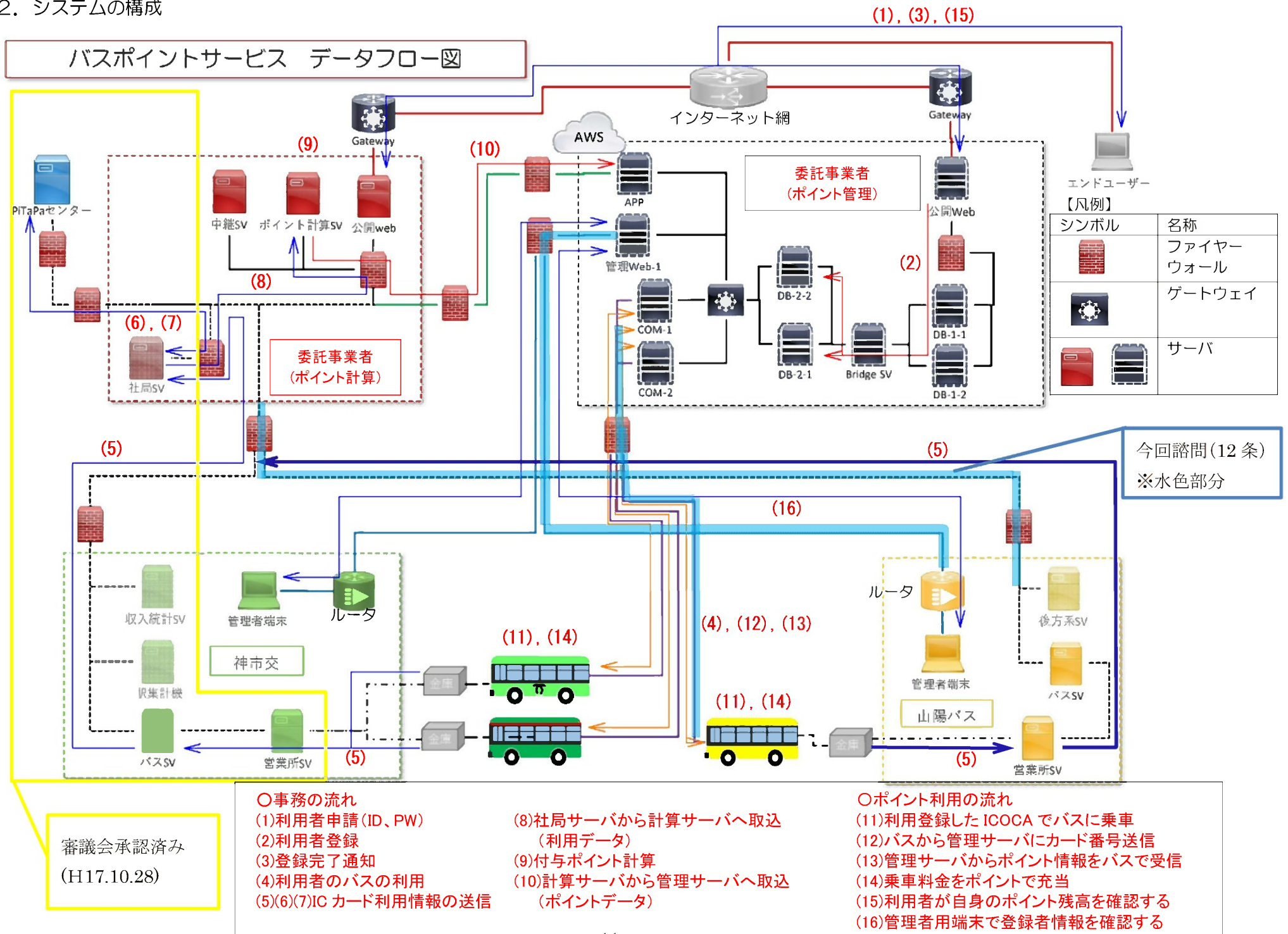
条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

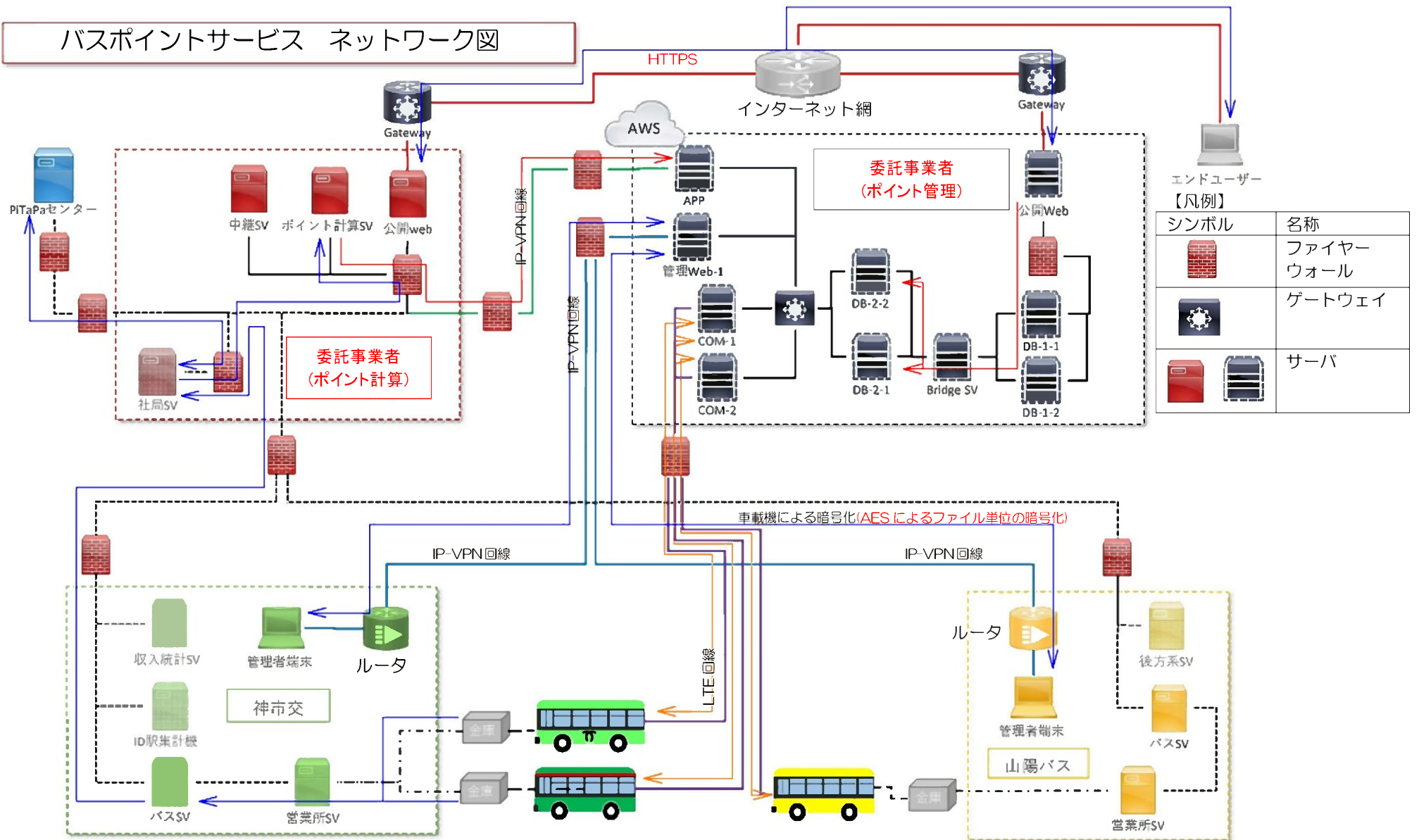
7 実施機関（所属の名称）

交通局営業推進課

2. システムの構成



バスポイントサービス ネットワーク図



【凡例】

シンボル	名称
	ファイヤーウォール
	ゲートウェイ
	サーバ